

平成 31 年 2 月 28 日

審 査 講 評

富田林市下水道管渠長寿命化 PFI 事業
受託者選定委員会

富田林市下水道管渠長寿命化 PFI 事業の受託者選定に係る審査講評を、次のとおり公表する。

1 審査体制

富田林市下水道管渠長寿命化 PFI 事業受託者選定委員会設置要綱に基づき設置された当委員会（以下「選定委員会」という。）は、富田林市下水道管渠長寿命化 PFI 事業に関する入札説明書（事業者選定審査要件書）に基づき事業提案審査を行った。

選定委員会の委員は次のとおりである。

区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職
委 員 長	笠 原 伸 介	大阪工業大学工学部 環境工学科教授
副委員長	田 中 智 泰	近畿大学経営学部 経営学科准教授
委 員	佐 崎 俊 治	地方共同法人日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所次長
委 員	阪 井 千 鶴 子	大阪弁護士会・コスモ法律事務所 弁護士
委 員	坪 田 真 治	坪田会計事務所 公認会計士・税理士

2 選定委員会開催経緯

選定委員会は2回開催した。開催日と主な審議事項は次のとおりである。

名称	開催日	主な審議事項
第一回	平成 30 年 11 月 5 日（月）	委員長の選任、会議の開示の可否、委員会の職務説明、実施方針説明、入札説明書等の審議
第二回	平成 31 年 2 月 4 日（月）	事業提案審査（最優秀提案の選定）

3 審査判定

選定委員会は、市による参加資格審査を通過した入札参加者の提案について、事業者選定審査要件書に基づき審査を行った。

入札参加者は1者であり、資格審査、入札価格審査、事業提案審査を実施し、その優劣を評価した。さらにそれらの評価結果を基に総合評価を行い、提案の適否を下記のとおり判定した。

なお審査において、入札参加者名を参加者「A」とし、その評価点は【総合得点】に示す。

入札参加者	判定
「A」	適切（最優秀提案）

4 審査講評

4.1 定量的審査

参加者「A」は、予定価格4億4409万円のところ、4億4400万円の価格で提案した。事業者選定審査要件書に記載の数式により得点は0.0点である。

$$\text{【定量的得点】} = (1 - (444,000,000 / 444,090,000)) \times 200 = 0.0$$

※小数点以下第2位を四捨五入

4.2 定性的審査

第1章「市費用の低減化に関する事項」

(1) 建設等コストの低減

参加者「A」の提案は、業務要求水準書の2.2.1「義務事業に係るコストの考え方」に記載の表1の項目について価格の記載があり、提案書作成要領に示す予定価格を下回り、最低制限価格を上回っているため、審査要件を満たすものである。

(2) 無償で対応できる修繕業務内容及び費用の範囲

サービス内容について具体的例示があり、特に軽微なマンホールの修繕及び軽微な誤接続解消工事等、提示する金額の範囲内で対応できる業務内容及び突発的事項等に関して無償で対応できる提案内容を審査した。

参加者「A」は、「マンホール修繕（マンホール内）」、「マンホール修繕（マンホール蓋周り）」、「管渠内清掃」、「マンホール蓋ガタツキ音による苦情の対応」について具体的な作業金額等を示した上で、これらをすべて無償で対応すると提案した。

提案は事業者選定審査要件書の「審査の視点」には例示していない管渠内清掃やマンホール蓋ガタツキ音による苦情の対応について評価する。一方で、「審査の視点」に例示していた軽微な誤接続解消工事に関して提案がなされていないこと、本章における提案において想定される無償対応費用と提出された収支計画に計上されている無償対応費用に一定程度の乖離が認められることから「普通：C2：5点」と評価した。

第2章「義務事業に関する事項」

(1) 管更生工事

参加者「A」は、必要資格等を有しており、入札説明書等に示した規格を全て満たすものである。

(2) 人孔蓋取替工事

参加者「A」は、必要資格等を有しており、入札説明書等に示した規格を全て満たすものである。

(3) 管更生工事と人孔蓋取替工事について広報活動の実施方法、住民並びに関係機関等との工事打合せからのフロー及びスケジュール、実施体制

管更生工事と人孔蓋取替工事における広報活動、フロー、スケジュール、責任の範囲が具体的に明記されており、本事業の主旨を理解したものになっているか、スケジュールが早期完工となっているか及び実効性のある取組の記載となっているか等について提案内容を審査した。

参加者「A」は、広報活動の実施方法として「事業開始後の説明会の実施方法」、「工事着手前の周知方法」、「広報活動時の身分証の携帯」に関する具体的な内容を提案した。また、住民並びに関係機関等との工事打合せからのフロー及びスケジュール、実施体制として「工事打合せからのフロー及びスケジュール」、「実施体制」、「PDCAサイクルによる品質管理」に関する具体的な内容を提案した。

提案は、事業開始3年目までの単年度単位の事業量を増やすことや、2班以上による工事・調査の実施としており、早期完工に向けたスケジュールとしている。また、

事業者が主体となって広報活動を行うなど、本事業の主旨を一定程度理解していることが確認できた。一方で、責任の範囲を明確にするためのトラブル発生時の対応方法並びにスケジュールについて提案された各工程において必要な日数が不明慮な部分もあることから「普通：C：3点」と評価した。

(4) 管更生工事と人孔蓋取替工事の標準仕様と標準工事手順

管更生工事と人孔蓋の取替工事の標準仕様と標準工事手順において工事標準仕様書とそのスケジュール、責任の範囲及び実施体制が具体的に明記されているか等について審査要件を満たすかの確認を行った。

参加者「A」は、業務要求水準書に記載した市の「下水道工事共通仕様書」第3章第8節管更生工並びに「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン 2017年版」で示す「要求性能」を満たす具体的手法の記載に一部不足が認められたが、本内容は要求水準書に示すものであり、また、施工手順や施工前後の品質管理に関する部分、使用材料の標準仕様等の記載があり、その内容に誤りがないことを確認できたことから、本業務の遂行に必要な水準は満たしていると判断できるため、審査要件を満たすものである。

(5) ます及び取付管調査について広報活動の実施方法、住民等との打合せからのフロー及びスケジュール、実施体制

ます及び取付管調査における広報活動、フロー、スケジュール、責任の範囲が具体的に明記されており、本事業の効果を促進するものになっているか、スケジュールが早期完工となっているか及び実効性のある取組の記載となっているか等について提案内容を審査した。

参加者「A」は、広報活動の実施方法として「事業開始後の説明会の実施方法」、「工事着手前の周知方法」、「広報活動時の身分証の携帯」に関する具体的な内容を提案した。また、住民並びに関係機関等との工事打合せからのフロー及びスケジュール、実施体制として「工事打合せからのフロー及びスケジュール」、「実施体制」、「PDCAサイクルによる品質管理」や本業務手順書に関する具体的な内容を提案した。

提案は、事業開始3年目までの単年度単位の事業量を増やすことや、2班以上による調査の実施としており、早期完工に向けたスケジュールとしている。また、事業者が主体となって広報活動を行うなど、本事業の主旨を一定程度理解していることが確認できた。一方で、責任の範囲を明確にするためのトラブル発生時の対応方法並びにスケジュールについて提案された各工程において必要な日数が不明慮な部分もあることから「普通：C：3点」と評価した。

(6) 排水設備誤接続調査について広報活動の実施方法、住民等との打合せからのフロー及びスケジュール、実施体制

排水設備誤接続調査における広報活動、フロー、スケジュール、責任の範囲が具体的に明記されており、本事業の効果を促進するものになっているか、スケジュールが早期完工となっているか及び実効性のある取組の記載となっているか等について提案内容を審査した。

参加者「A」は、広報活動の実施方法として「事業開始後の説明会の実施方法」、「工事着手前の周知方法」、「広報活動時の身分証の携帯」に関する具体的な内容を提案した。ここでは、広報活動における市との役割分担の詳細や説明会等で使用する資料のイメージが具体的に示されていた。また、住民並びに関係機関等との工事打合せからのフロー及びスケジュール、実施体制として「工事打合せからのフロー及びスケジュール」、「実施体制」、「PDCA サイクルによる品質管理」や本業務手順書に関する具体的な内容を提案した。

提案は、説明会等で使用する資料イメージを具体的に示しており、排水設備誤接続調査やその結果を踏まえた排水設備誤接続解消に向けた積極的取り組みなども提案されている。この内容から、入札説明書の事業目的に記載した排水設備誤接続解消の主旨を理解しており、本事業の効果促進に寄与するものであることを確認した。一方で、提案された広報活動や広報活動で使用する資料の内容については、一部見直しが必要と考えられる部分もあることから「普通：C：3点」と評価した。

第3章「付帯事業に関する事項」

(1) 排水設備誤接続解消工事を行ってもらう為の住民へ広報活動の実施内容

排水設備誤接続解消工事における広報活動、フロー、スケジュール、責任の範囲が具体的に明記されており、住民が誤接続であると認識し、解消するための工事を速やかに着手してもらう効果的な広報活動であるか、実効性のある取組の記載となっているか等について提案内容を審査した。

参加者「A」は、広報活動の実施方法として「事業開始後の説明会の実施方法」、「工事着手前の周知方法」、「広報活動時の身分証の携帯」に関する具体的な内容を提案した。ここでは、広報活動における市との役割分担の詳細や説明会等で使用する資料のイメージが具体的に示されていた。また、住民並びに関係機関等との工事打合せからのフロー及びスケジュール、実施体制として「工事打合せからのフロー及びスケジュール」、「実施体制」、「PDCA サイクルによる品質管理」や本業務手順書に関する具体的な内容を提案した。

提案は、説明会等で使用する資料イメージを具体的に示しており、排水設備誤接続調査やその結果を踏まえた排水設備誤接続解消に向けた積極的取り組みなども提案されている。この内容から、入札説明書の事業目的に記載した排水設備誤接続解消の主

旨を理解しており、本事業の効果促進に寄与するものであることを確認した。一方で、提案された広報活動や広報活動で使用する資料の内容については、住民に誤解を与える内容や、本事業の主旨の理解が不足していると考えられる部分もあることから「やや劣っている：D：2点」と評価した。

(2) 不明水対策の測定方法

不明水対策効果測定において、測定方法及び技術的な内容を具体的に明記しており、事業前後における最下流部の流量を比較することに加えて、不明水対策の効果を詳細に評価できる提案であるか等について提案内容を審査した。

参加者「A」は、不明水対策の効果測定方法として「測定機器」、「測定期間」、「測定箇所」、「測定結果を踏まえた他処理区への展開等」に関する具体的な内容を提案した。

提案は、市が想定していた効果測定方法より精度が高い内容で、その実効性についても、一定程度担保される内容であることを確認した。また、不明水対策の効果測定の提案のみではなく、不明水対策効果の検証や他処理区への展開に向けた内容も提案の中に含まれていることから「特に優れている：A2：9点」と評価した。

第4章「PFI事業者（SPC）の財務基盤、事業信頼性、技術力、地域貢献」

(1) 資金計画、収支計画等の財務基盤 資金計画の確実性、金融機関との調整内容

資金計画、収支計画等の財務基盤において、資金調達先と調達予定額、調達予定条件及び出資比率が具体的に明記されており、その内容に妥当性があるか、調達予定金融機関への返済計画に妥当性があるか等について提案内容を審査した。

参加者「A」は、「資本金、構成員の出資比率」、「資金計画」、「収支計画」、「協力企業への支払い方法、事故に対する損害保険等の対応」、「経営管理体制」に関する具体的な内容を提案した。

提案は、全体実施計画にあわせて必要となる資金と収入のバランスを取っている。また、予備的に金融機関の当座貸越の枠を設定し、余裕をもった資金計画としており、事業信頼性等は高いと考えられることから「優れている：B：4点」と評価した。

(2) 加入する予定の損害保険とのその内容

加入する予定の損害保険において、第三者損害保険を初めとする加入保険が具体的に明記されており、その内容が適切であるか等について提案内容を審査した。

参加者「A」は、加入する予定の損害保険とのその内容として「履行保証保険」、「請負業者賠償責任保険」、「その他」に関する具体的な内容を提出した。

提案は、業務要求水準書及び条件規定書において求められる保険に加入しており不足は無いものの、加入内容について、事業期間内にリスクが顕在化した場合に損害額

に対して保険金だけでは不足する可能性があることから「可：○：0点」と評価した。

(3) 市内における公共事業の実績内容（過去10年間の実績）

市内における公共事業の実施について確認ができるかについて提出内容を審査した。

参加者「A」は、「実績表」、「実績表に記載の工事および業務の証明（CORINS、契約書等）」を提出した。

内容は、実績に不足がないことから「特に優れている：A：2点」と評価した。

(4) 管工事業の経審の点数

管工事業の経審の点数において、審査時点で有効な経審の提出があり、その点数について提出内容を審査した。

参加者「A」は、「経営規模等評価結果通知書」、「総合評定値通知書」を提出した。

内容は、有効な経審の提出があり、その点数が市内業者ではトップクラスであることから「特に優れている：A：2点」と評価した。

(5) 構成会社又は協力会社の何れかが富田林市内本店業者

構成員又は協力企業の何れかが富田林市内本店業者であり、市内業者が参加する意義が明確となっているか、市内業者が活躍できる体制となっているか等について提案内容を審査した。

参加者「A」は、構成員及び協力企業の「富田林市排水設備指定業者証」を提出した。

内容は、構成員及び協力企業の何れにおいても富田林市内本店業者であり、市内業者が活躍できる体制であると言える。一方で、市内業者が参加する意義についての記載が不足する部分があることから「優れている：B：4点」と評価した。

第5章「その他」

(1) 上記以外の項目に関する提案事項

上記以外の項目に関する提案事項において上記以外の提案があり、評価項目にない内容で本事業の実施に実効性のある取組の記載があるか等について提案内容を審査した。

参加者「A」は、「R-止水工法」による不明水対策工事を提案しその「作業内容」、「作業フロー」に関する具体的な内容を提示した。提案は、不明水削減の効果が期待でき、本事業の効果を促進し得る内容であり、アイデアとしては良いがコスト面の説明が不明瞭であることから「普通：C：3点」と評価した。

【定量的得点】

章(大項目)	節(中項目)	配点		業者A	
				評価	評価点
第1章 市費用の低減化に関する事項	(1)建設等コストの低減	—	10	○	—
	(2)無償で対応できる修繕業務内容及び費用の範囲	10		C 2	5
第2章 義務事業に関する事項	(1)管更生工事	—	15	○	—
	(2)人孔蓋取替工事	—		○	—
	(3)管更生工事と人孔蓋取替工事について広報活動の実施方法、住民並びに関係機関等との工事打合せからのフロー及びスケジュール、実施体制	5		C	3
	(4)管更生工事と人孔蓋取替工事の標準仕様と標準工事手順	—		○	—
	(5)ます及び取付管調査について広報活動の実施方法、住民等との打合せからのフロー及びスケジュール、実施体制	5		C	3
	(6)排水設備誤接続調査について広報活動の実施方法、住民等との打合せからのフロー及びスケジュール、実施体制	5		C	3
第3章 付帯事業に関する事項	(1)排水設備誤接続解消工事を行ってもらう為の住民へ広報活動の実施内容	5	15	D	2
	(2)不明水対策の効果測定方法	10		A 2	9
第4章 PFI事業者(SPC)の財務基盤、事業信頼性、技術力、地域貢献	(1)資金計画、収支計画等の財務基盤 資金計画の確実性、金融機関との調整内容	5	15	B	4
	(2)加入する予定の損害保険と その内容	1		○	0
	(3)市内における公共事業の実績 内容(過去10年間の実績)	2		A	2
	(4)管工事業の経審の点数	2		A	2
	(5)構成員又は協力企業の何れかが富田林市内本店業者	5		B	4
第5章 その他	(1)上記以外の項目に関する提案事項	5	5	C	3
合 計		60		40	

【定性的事項における得点化の方法】

評価	定性得点	評価	定性得点	評価の意味
A1	10	A	5	特に優れている
A2	9			
B1	8	B	4	優れている
B2	7			
C1	6	C	3	普通
C2	5			
D1	4	D	2	やや劣っている
D2	3			
E1	2	E	1	劣っている
E2	1			
F	0	F	0	評価しない

4.3 総合評価

定量的審査において、提案価格に係る定量的得点が0.0点であるが、最低制限価格以上予定価格を可とする審査要件を満たしているため、これを適正と判定する。

定性的審査の各項目について、第3章「排水設備誤接続解消工事を行ってもらう為の住民へ広報活動の実施内容」において「やや劣っている」、第4章「加入する予定の損害保険とのその内容」において「可」としたが、これは提案書の記載事項の不足による結果であり、本事業の実施に関して不適切と判定したものではない。他の章は「普通」以上の評価であり、資格審査、入札価格審査も要求水準を満たしていることから、総合評価として参加者「A」は本事業の事業者として適切であると判定する。

【総合得点】

		業者A
総合得点＝定性得点（70/60）＋定量得点	定性得点（配点70点）	46.7
	定量得点（配点30点）	0.0
総合得点		46.7